

保護観察所における暴力防止プログラムの効果検証
調査報告書

令和8年7月

法務省保護局

目次

はじめに	1
調査1 保護観察所における暴力防止プログラム受講者の再犯追跡調査結果	4
調査2 保護観察所における暴力防止プログラム受講者に対するインタビュー調査結果	16
調査3 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）受講者の再犯追跡調査及び受講前後の心理的变化に関する質問紙調査結果	23
調査4 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）受講者に対するインタビュー調査結果	30
おわりに	36
引用・参考文献	37

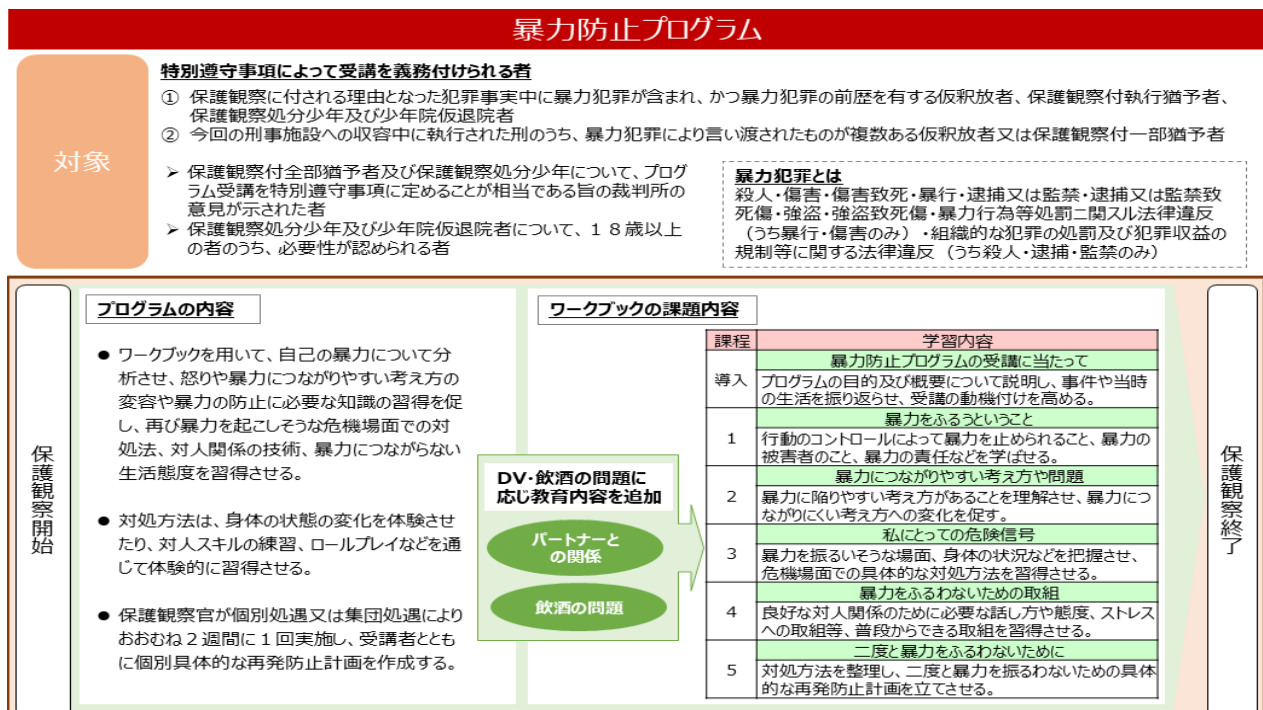
はじめに

1 調査の目的

保護観察所が実施している暴力防止プログラムは、暴力犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、その問題性の改善のため、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力犯罪に当たる行為を起こしそうな危機場面での対処方法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させることなどを内容とする全5課程のプログラムである。同プログラムは、保護観察官が、個別処遇又は集団処遇により実施している。

同プログラムについては、平成20年度から実施しているところ、保護観察官の意見を集約して平成27年4月からその内容を見直し、暴力の要因となる多様な特性、日常生活でのストレスへの対処能力等に多面的に介入するとともに、特に実施対象者のDV又は飲酒の問題性に応じ、各問題性に対応したオプション単元を追加するなどして実施してきたところである。

本効果検証では、こうした改善を図ってきた同プログラムの再犯抑止等の効果について調査を行い、実証的に検証することとした。



また、保護観察所では、特に児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対して、上記の一般的な暴力防

止プログラムとは別途、その問題性に適合した改善更生に資する処遇を行うため、令和元年10月から試行的に暴力防止プログラム（児童虐待防止版）を実施してきた。

同プログラムは、実施対象者に対し、事件当時の生活状況を振り返らせ、身体的虐待につながり得る兆候について自覚させ、児童に対する身体的虐待につながりやすい考え方の変容などを促すとともに、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得をさせることなどを内容とする全5課程のプログラムである。同プログラムは、保護観察官が、個別処遇により実施している。

本効果検証では、これまで試行的に実施してきた同プログラムについて、受講による再犯抑止や心理的变化等の効果を調査・検証することとしたものである。

暴力防止プログラム (児童虐待防止版)

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者

② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

○ ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。

○ 暴力を起しそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。

○ 対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気付きや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

○ 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
1	暴力をふるうということ
	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
	子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
3	危険信号と対処
	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
4	暴力をふるわないための取組
	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
5	二度と暴力をふるわないために
	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

2 調査の概要

暴力防止プログラム及び暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の受講効果を検証するため、以下の調査を実施した。

（１）暴力防止プログラムの効果検証

調査１：保護観察所における暴力防止プログラム受講者の再犯追跡調査

調査２：保護観察所における暴力防止プログラム受講者に対するインタビュー調査

調査１では、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までに保護観察を開始した調査対象者の保護観察開始から 2 年間経過時点までの再犯の有無を調査し、プログラム受講者と非受講者の再犯率を比較した。調査２では、プログラム受講者のうち再犯に至っていない者及び暴力再犯により刑事施設に入所した者に対してインタビュー調査を実施し、プログラムの効果や限界を質的側面から検証した。

（２）暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の効果検証

調査３：保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）受講者の再犯追跡調査及び受講前後の心理的变化に関する質問紙調査

調査４：保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）受講者に対するインタビュー調査

調査３では、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）試行開始後の令和元年 10 月から令和 3 年 9 月までに保護観察を開始したプログラム受講者と、試行開始前の平成 29 年 10 月から令和元年 9 月までに保護観察を開始したプログラム非受講者の保護観察開始から 2 年間経過時点までの再犯の有無を調査し、プログラム受講者と非受講者の再犯率を比較した。さらに、プログラム受講前後に個別自記式の質問紙調査を実施し、虐待に関連する心理尺度の得点を測定することにより、プログラム受講者の心理的变化を確認した。調査４では、プログラム受講者にインタビュー調査を実施し、プログラムの効果や限界を質的側面から検証した。

最後に、これら 4 つの調査を通じて得られた効果検証の知見をまとめ、プログラムの効果と、更なる改善の方向性についてまとめた。

調査1 保護観察所における暴力防止プログラム受講者の再犯追跡調査結果

1 目的

保護観察所が実施している暴力防止プログラム（以下「プログラム」という。）の受講による再犯抑止効果を検証すること。

2 方法

（1）調査対象者

平成27年4月から平成30年3月まで¹に保護観察を開始した全部実刑者（仮釈放者）、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放者及び実刑部分の刑期終了者）及び保護観察付全部執行猶予者のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪²（未遂を含む。）が含まれる者（プログラム受講者792名、非受講者5,077名）。ただし、無期懲役刑に該当する者、他の専門的処遇プログラムを受講している者及び家庭内暴力（児童虐待）類型³に認定された者は調査対象から除外した。また、受講群と非受講群の属性等を近付けるため、非受講群から国外への退去強制事由に該当する者及び最終刑の言渡し前10年以内に暴力犯罪による処分歴がない者も調査対象から除外した。その結果、受講群782名、非受講群646名を調査対象とした。

（2）受講群と非受講群の等質性の確保の限界

プログラムの受講による再犯抑止効果を検証するためには、受講群と非受講群について、プログラムの受

¹ 新型コロナウイルス感染症は、外出自粛を始めとした感染防止対策により人の移動や社会経済活動が大きく抑制されたことから、刑法犯認知件数の動向にも少なくない影響をもたらした（令和4年版犯罪白書第7編第3章第2節）ことを踏まえ、調査対象者の保護観察期間及び再犯追跡期間が、同感染症の流行時期と重ならないようにした。

² 暴力犯罪は次の罪に該当するものをいう。

殺人（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪）／傷害（刑法第204条の罪）／傷害致死（刑法第205条の罪）／暴行（刑法第208条の罪）／逮捕又は監禁（刑法第220条の罪）／逮捕又は監禁致死傷（刑法第221条の罪）／強盗（刑法第236条から第239条までの罪）／強盗致死傷（刑法第240条の罪）／暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）違反（行為が殺人、逮捕又は監禁である場合に限る。）

³ 類型とは、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てて処遇を実施する類型別処遇における類型のことである。

なお、現行の類型別処遇は令和3年1月に改正され、本調査時は類型の名称等が異なる。

講の有無以外の属性や特性等の等質性を確保した上で、両群の再犯率を統計的に比較する必要がある、そのためには、調査対象者を無作為に受講群と非受講群に割り付けることが望ましいと考えられる。しかしながら、本来、プログラムを受講する必要がある保護観察対象者について、効果検証のために受講させないという対応は、保護観察制度の運用上、極めて不適切である。また、重度の精神障害又は重度の知的障害がある場合や、保護観察期間が3月未満である場合等にはプログラムの受講を特別遵守事項⁴として定めないこととされているため、プログラムの受講者と非受講者は、その属性や特性等に違いがある。これらのことから、受講群と非受講群の属性や特性等を統制しないまま再犯率を比較しても、プログラムの受講の有無以外の要因が再犯率に影響を与えている可能性を排除できない。そこで、本調査では、受講群と非受講群の属性や特性等を統制するために、調査を行う二群間の特性を調整するために開発された統計学的手法である傾向スコアによるマッチングを行うこととした。Katz(2010)⁵によると、傾向スコアとは、調査対象者が二つの群（本調査では受講群と非受講群）のうち、いずれか一方の群に属する確率のことであり、0から1の範囲の数値として算出される。その上で、両群から傾向スコアがほぼ等しい者をペアにして順に選び、各群に属する者の背景や特性を均質化する手法のことを傾向スコアによるマッチングという。ただし、星野・岡田(2006)⁶は、傾向スコアを用いて因果効果を推定できるための前提条件は、いずれの群に割り付けられるかが観測された共変量によって説明でき、未観測の共変量や交絡要因が割り付けに影響を与えていないこととしている。本調査では、この点を踏まえ、可能な限り、受講群と非受講群の属性や特性等が等質なものとなるよう統制した上で、再犯率の比較を行った。

（3）再犯の追跡方法

調査対象者の保護観察開始から2年間経過時点までの再犯の有無（以下「2年以内再犯」という。）を調

⁴ 保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

⁵ Katz, M. H. (2010). *Evaluating clinical and public health interventions: A practical guide to study design and statistics*. Cambridge University Press. (木原雅子・木原正博(訳) (2013). 『医学的介入の研究デザインと統計: ランダム化/非ランダム化研究から傾向スコア、操作変数法まで』 メディカル・サイエンス・インターナショナル)

⁶ 星野崇宏・岡田謙介 (2006). 傾向スコアを用いた共変量調整による因果効果の推定と臨床医学・疫学・薬学・公衆衛生分野での応用について 保健医療科学, 55(3), 230-243.

査した。再犯の有無は、再犯事件により全部実刑、保護観察付一部執行猶予又は保護観察付全部執行猶予の判決を受けて保護観察所に保護観察事件又は生活環境の調整事件が再係属した事件の有無とし、再係属した日を再犯日とした。また、全ての罪種の再犯（以下「全再犯」という。）と暴力犯罪を含むものに限定した再犯（以下「暴力再犯」という。）に分類し、以下の分析を行った。

なお、追跡期間は、再犯がある場合には、保護観察開始日から再犯日まで、再犯がない場合には一律に730日とした。ただし、保護観察期間中に調査対象者が死亡した場合は、保護観察終了日までとした。（受講群の全再犯の追跡期間の平均 682.650 日、 $SD=134.016$ 、非受講群の全再犯の追跡期間の平均 648.950 日、 $SD=172.099$ 、受講群の暴力再犯の追跡期間の平均 706.580 日、 $SD=97.836$ 、非受講群の暴力再犯の追跡期間の平均 692.860 日、 $SD=127.259$ ）

（４）分析方法

最初に、傾向スコアによるマッチングを行う前の受講群と非受講群について、追跡期間のばらつきの影響を考慮した解析をするためにカプランマイヤー推定法により生存分析を行い、ログランク検定により受講群と非受講群の属性や特性等を統制する前の両群の再犯率を比較した。

次に、傾向スコアを推定するため、ロジスティック回帰分析により予測確率を求めた。性別、保護観察開始時年齢、刑事処分歴、刑事施設への入所歴、保護処分歴、親族との居住⁷、更生保護施設等への居住⁸、教育程度⁹、精神状況¹⁰、生計状況¹¹、不良集団関係¹²、問題飲酒類型¹³、薬物使用歴¹⁴、DV 類型¹⁵、罪名を独立変数、プログラム受講の有無を従属変数とした二項ロジスティック回帰分析により傾向スコアを算出し、推定された傾向スコアによりマッチングを行ったところ、受講群、非受講群いずれも 402 名、合計 804 名が抽出された。

⁷ 「親族との居住」は配偶者や父母等の親族と居住しているか否かとした。

⁸ 「更生保護施設等への居住」は更生保護施設、自立準備ホーム又は自立更生促進センター等に居住しているか否かとした。

⁹ 「教育程度」は高校を卒業しているか否かとした。

¹⁰ 「精神状況」は神経症性障害、知的障害その他の精神障害に該当するか否かとした。

¹¹ 「生計状況」は生活保護の受給を受けているか又は所持金がなく生活苦で貧困状態であるか否かとした。

¹² 「不良集団関係」は暴力団、暴走族その他の反社会的集団との関係の有無とした。

¹³ 「問題飲酒類型」は類型別処遇における問題飲酒対象者類型の該当の有無とした。

¹⁴ 「薬物使用歴」は違法薬物を使用した経験の該当の有無とした。

¹⁵ 「DV 類型」は類型別処遇における家庭内暴力対象者（DV）類型の該当の有無とした。

その上で、傾向スコアによるマッチング後の調査対象者について、属性等の統制変数に両群で差がないことを確認の上、カプランマイヤー推定法により生存分析を行い、ログランク検定により両群の再犯率を比較した。

さらに、プログラム受講の有無が再犯の抑止に寄与する有意な要因であることを異なる統計手法により確認するため、感度分析¹⁶として、ロジスティック回帰分析を行った。

解析ソフトは、IBM SPSS Statistics 29 を使用し、有意水準は5 %未満とし、10%未満であるときは有意傾向とした。

3 結果

(1) 受講群と非受講群の属性等

受講群と非受講群の属性等は、表1－1のとおりであった。

¹⁶ 感度分析とは、統計モデルや分析方法を変更することによって、結果がどのような影響をうけるかを検討する分析のことである。本調査では傾向スコアによるマッチング後の調査対象者について、生存分析以外の方法で属性や特性等を統制し、結果の確からしさを確認することとした。

表 1－1 調査対象者の属性等

属性等	区 分	受講群		非受講群	
		人数	(構成比)	人数	(構成比)
性別	男性	768	(98.2%)	638	(98.8%)
	女性	14	(1.8%)	8	(1.2%)
年齢層	30歳未満	276	(35.3%)	165	(25.5%)
	30-39歳	234	(29.9%)	166	(25.7%)
	40-49歳	174	(22.3%)	151	(23.4%)
	50-59歳	61	(7.8%)	97	(15.0%)
	60-69歳	27	(3.5%)	48	(7.4%)
	70歳以上	10	(1.3%)	19	(2.9%)
事件種別	仮釈放者	472	(60.4%)	540	(83.6%)
	保護観察付執行猶予者	310	(39.6%)	106	(16.4%)
保護観察期間	3月未満	16	(2.0%)	433	(67.0%)
	6月未満	328	(41.9%)	65	(10.1%)
	1年未満	116	(14.8%)	39	(6.0%)
	2年未満	18	(2.3%)	6	(0.9%)
	3年未満	153	(19.6%)	39	(6.0%)
	4年未満	95	(12.1%)	41	(6.3%)
	5年未満	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	5年以上	56	(7.2%)	23	(3.6%)
入所度数	なし	264	(33.8%)	93	(14.4%)
	1度	383	(49.0%)	242	(37.5%)
	2度以上	135	(17.3%)	311	(48.1%)
合計		782		646	

※ 「年齢」は保護観察開始時の年齢による。

※ 「仮釈放者」には仮釈放された保護観察付一部執行猶予者を含む。

(2) 傾向スコアマッチングによる統制前の再犯状況の比較

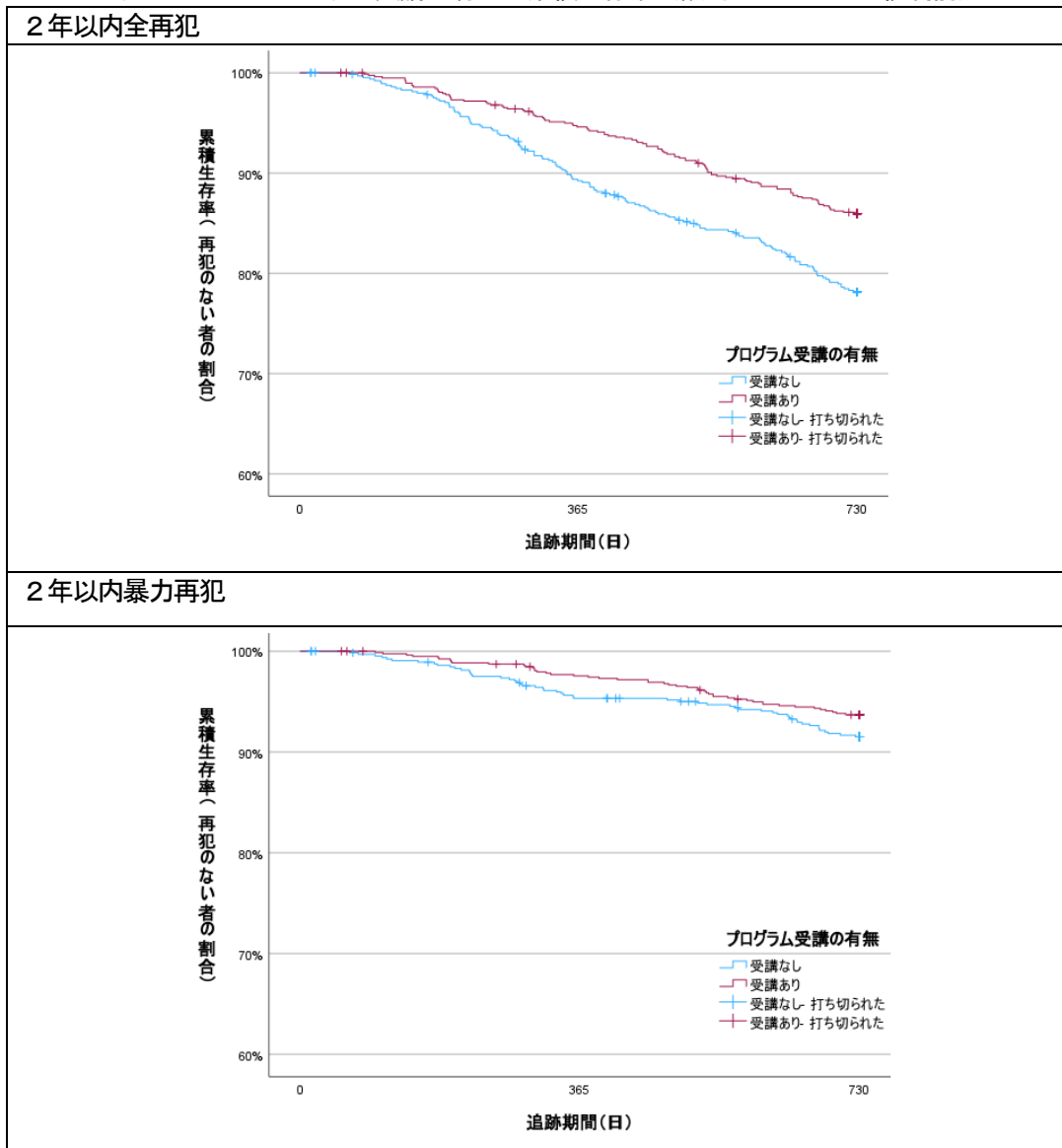
傾向スコアによる統制前の調査対象者について、プログラム受講の有無と再犯率の差について、カプランマイヤー推定法により生存分析を行い、ログランク検定をした結果、表1－2のとおり、2年以内全再犯について、受講群の方が非受講群よりも統計的に有意に再犯率が低かった ($p < .001$)。受講群と非受講群の再犯に至るまでの期間についての生存曲線は、図1－1のとおり。

表 1-2 プログラム受講の有無と再犯の状況（傾向スコアによる統制前）

	受講群 (782 名)	非受講群 (646 名)	有意確率	χ^2 値
2 年以内全再犯				
再犯あり	109 (13.9%)	139 (21.5%)	<.001***	15.229
再犯なし	673 (86.1%)	507 (78.5%)		
2 年以内暴力再犯				
再犯あり	49 (6.3%)	54 (8.4%)	.114	2.494
再犯なし	733 (93.7%)	592 (91.6%)		

※ ログランク検定 (***) $p < .001$

図 1-1 プログラム受講の有無と累積生存率（傾向スコアによる統制前）

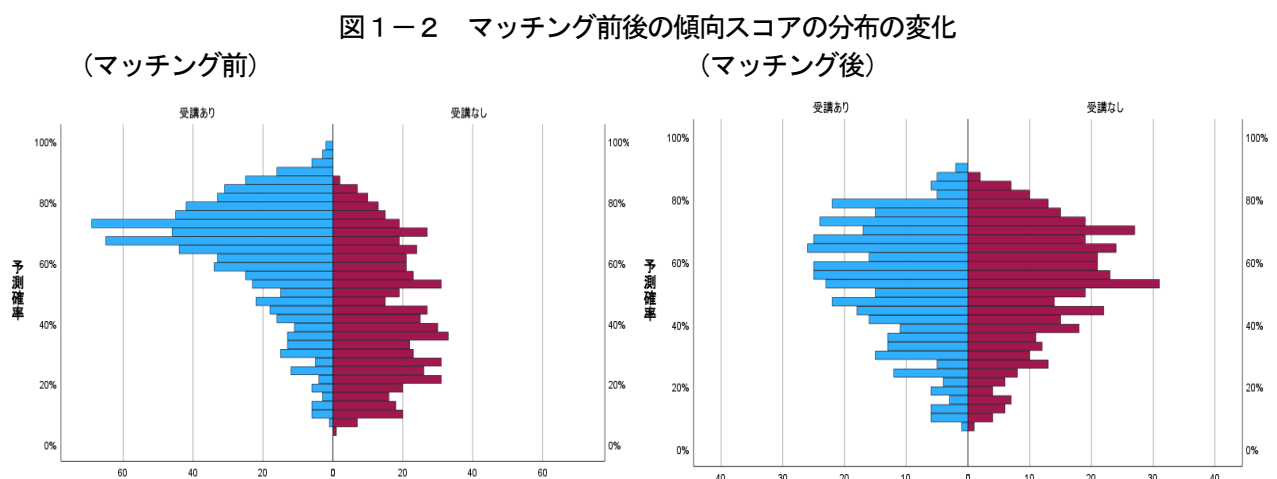


(3) 傾向スコアマッチングによる統制

傾向スコアを算出するため、プログラムの受講群への割り付けに影響を与える共変量として、性別、保護観察開始時年齢、刑事処分歴、刑事施設への入所歴、保護処分歴、親族との居住、更生保護施設等への居住、教育程度、精神状況、生計状況、不良集団関係、問題飲酒類型、薬物使用歴、DV類型、罪名を独立変数とした二項ロジスティック回帰分析により傾向スコアを算出したところ、C 統計量は 0.754(95%信頼区間: 0.727, 0.780, $p < .001$)となった。なお、C 統計量は、0.5 から 1 の間の数値をとり、0.5 のときは当該モデルに識別力がないことを示し、数値が大きいほど、精度の高いモデルであることを意味する¹⁷。算出した傾向スコアによりマッチングを実施した結果、受講群、非受講群いずれも 402 名、合計 804 名が抽出された。

マッチング前後の両群の傾向スコアの分布は図 1-2 のとおりであり、マッチング後の分布の方が均等になっていることが確認できた。

また、傾向スコアマッチング前後のバランスの確認のため二群間で傾向スコア算出に用いた独立変数の標準化差を算出したところ、全ての変数で標準化差が 0.1 未満となっており、両群のバランスがとれていることが確認できた。



¹⁷ 星野・岡田(2006)によると、傾向スコア算出に当たり確認する C 統計量は 0.8 以上であることが望ましいとされている。ただし、Brookhart et al.(2006)は、C 統計量が 0.67 程度であっても、アウトカムに関連の強い変数を共変量に選択すれば偏りのない調整が可能であるとしている。

(4) 傾向スコアマッチングによる統制後の再犯状況の比較

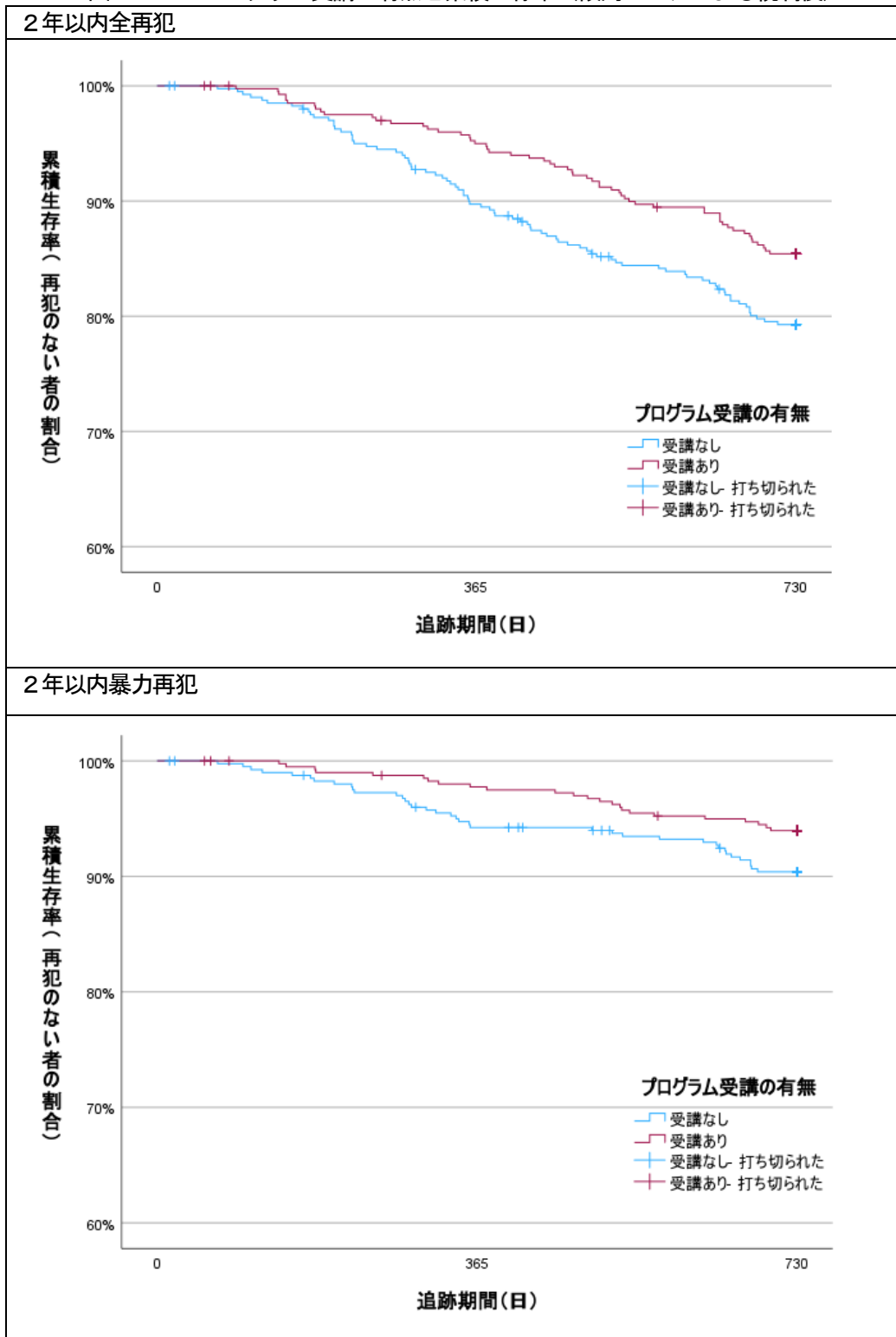
傾向スコアによる統制後の調査対象者について、プログラム受講の有無と再犯率の差について、カプランマイヤー推定法により生存分析を行い、ログランク検定をした結果、表1－3のとおり、2年以内全再犯について、受講群の方が非受講群よりも統計的に有意に再犯率が低かった ($p < .05$)。また、2年以内暴力再犯について、受講群の方が非受講群よりも再犯率が低かった（統計的に有意な差は認められなかったが、有意傾向が示唆された）。受講群と非受講群の再犯に至るまでの期間についての生存曲線は、図1－3のとおり。

表1－3 プログラム受講の有無と再犯の状況（傾向スコアによる統制後）

	受講群 (402 名)	非受講群 (402 名)	有意確率	χ^2 値
2年以内全再犯				
再犯あり	58 (14.4%)	82 (20.4%)	.018*	5.604
再犯なし	344 (85.6%)	320 (79.6%)		
2年以内暴力再犯				
再犯あり	24 (6.0%)	38 (9.5%)	.058†	3.603
再犯なし	378 (94.0%)	364 (90.5%)		

※ ログランク検定 (* $p < .05$ † $p < .10$)

図1-3 プログラム受講の有無と累積生存率（傾向スコアによる統制後）



(5) ロジスティック回帰分析による感度分析

上記(4)の分析に加え、プログラム受講の有無が再犯の抑止に寄与する有意な要因であることを確認するため、傾向スコアによる統制後の調査対象者について、受講の有無を含む基本的属性等を独立変数、2年以内全再犯又は2年以内暴力再犯を従属変数としてロジスティック回帰分析を行った結果、2年以内全再犯では、プログラム受講が統計的に有意に再犯を抑制する方向に影響し、2年以内暴力再犯では、プログラム受講が統計的に有意傾向で再犯を抑制する方向に影響していることが確認できた(表1-4及び表1-5)。

なお、プログラム受講の有無以外に独立変数として投入する変数は、交絡因子を除外するため、先行研究等を参考にして、再犯の抑制に寄与する要因と考えられる変数を網羅的に投入した。また、独立変数として投入する変数は事前にVIFの値を確認し、多重共線性の問題がないことを確認した。

表1-4 2年以内全再犯の有無を従属変数としたロジスティック回帰分析の結果

	B	Wald	有意確率	オッズ比	95% 信頼区間		VIF
					下限	上限	
受講の有無	-0.542	10.323	0.001**	0.581	0.418	0.809	1.139
性別	0.647	0.715	0.398	1.910	0.426	8.561	1.034
保護観察開始時年齢	-0.002	0.112	0.738	0.998	0.985	1.011	1.295
10年以内暴力犯罪処分歴	0.052	0.030	0.863	1.053	0.587	1.889	1.317
親族との居住	0.234	1.258	0.262	1.263	0.840	1.900	1.868
更生保護施設等への居住	-0.055	0.045	0.832	0.947	0.569	1.574	1.876
教育程度	0.382	3.819	0.051†	1.466	0.999	2.150	1.107
精神状況	0.342	2.909	0.088†	1.408	0.950	2.086	1.100
生計状況	0.162	0.758	0.384	1.175	0.817	1.691	1.409
不良集団関係	-0.091	0.221	0.638	0.913	0.625	1.334	1.132
薬物使用歴	0.437	6.293	0.012*	1.548	1.100	2.178	1.131
無職対象者類型の該当の有無	0.245	2.131	0.144	1.277	0.920	1.774	1.154
問題飲酒類型	0.076	0.224	0.636	1.079	0.788	1.477	1.108
保護観察期間	0.000	0.002	0.962	1.000	0.990	1.010	1.390
Nagelkerke's R^2	.053						
χ^2 検定	$p < .001$						
Hosmer-Lemeshow 検定	$p = .985$						

※ ** $p < .01$ * $p < .05$ † $p < .10$

表 1-5 2 年以内暴力再犯の有無を従属変数としたロジスティック回帰分析の結果

	B	Wald	有意確率	オッズ比	95% 信頼区間		VIF
					下限	上限	
受講の有無	-0.461	3.491	0.062 [†]	0.631	0.389	1.023	1.139
性別	18.713	0.000	0.998	133940140.160	0.000		1.034
保護観察開始時年齢	0.000	0.003	0.960	1.000	0.982	1.019	1.295
10 年以内暴力犯罪処分歴	-0.013	0.001	0.975	0.987	0.447	2.180	1.317
親族との居住	0.259	0.827	0.363	1.295	0.742	2.262	1.868
更生保護施設等への居住	-0.583	2.278	0.131	0.558	0.262	1.190	1.876
教育程度	0.445	2.491	0.115	1.561	0.898	2.712	1.107
精神状況	0.200	0.465	0.495	1.222	0.687	2.172	1.100
生計状況	0.183	0.476	0.490	1.200	0.714	2.017	1.409
不良集団関係	-0.251	0.686	0.407	0.778	0.430	1.408	1.132
薬物使用歴	-0.150	0.297	0.586	0.861	0.501	1.477	1.131
無職対象者類型の該当の有無	0.452	3.432	0.064 [†]	1.571	0.974	2.534	1.154
問題飲酒類型	0.538	5.445	0.020*	1.712	1.090	2.689	1.108
保護観察期間	0.004	0.357	0.550	1.004	0.991	1.018	1.390
Nagelkerke's R^2	.041						
χ^2 検定	$p = .087$						
Hosmer-Lemeshow 検定	$p = .248$						

※ * $p < .05$ † $p < .10$

4 考察

本調査では、調査対象者について傾向スコアによるマッチングを行い、受講群と非受講群の属性や特性等の違いを統計的に統制した上で、プログラム受講の有無と再犯との関係について複数の統計手法により検証を行った。その結果、2 年以内全再犯について、受講群は非受講群よりも統計的に有意に再犯率が低く、2 年以内暴力再犯についても、受講群は非受講群よりも統計的に有意傾向で再犯率が低いことが認められた。これらの結果から、プログラムの受講には、再犯を抑止する効果があることが示されたと考えられる。

特に、暴力犯罪をした者では、窃盗や覚せい剤取締法違反をした者と比べると同種再犯以外の再犯が多いという過去の調査結果¹⁸に照らすと、本調査において、プログラムに再犯の罪種を問わない抑止効果が認めら

¹⁸ 法務総合研究所研究部報告 60「暴力犯罪者に関する研究」2-3-3 図を参照。

れた意義は大きい。

一方、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を避ける必要から、調査対象者の再犯追跡期間が2年間と短く、その結果イベント数が限られ、再犯率のベースレートが低くなってしまった点、傾向スコア算出に用いた独立変数や感度分析で共変量の統制を行った変数以外の観測できていない変数等により、受講群と非受講群の等質性の確保には一定の限界がある点は、分析上の課題として留意が必要である。

5 今後の課題

今後は、新たな調査対象者についてより長期間の再犯追跡期間を設けた上で統計的検証を行うことが望ましい。また、その上で、必要に応じ解析に使用する変数を追加するなどし、調査対象者の再犯リスク等の属性や特性、全再犯と暴力再犯に限らない再犯の罪種による介入効果の異質性を調査することにより、プログラムの効果の持続性や効果の範囲について、より詳細な分析を行うことが有益であると考えられる。

調査2 保護観察所における暴力防止プログラム受講者に対するインタビュー調査結果

1 目的

保護観察所が実施している暴力防止プログラム（以下「プログラム」という。）については、調査1の再犯追跡調査により、その効果が示されたものの、どのようにプログラムの内容が受講者の再犯を抑止したかは統計的な検証のみでは明らかでない。そこで、補足的な検証として、プログラム受講者に対し、受講の感想及び受講による考え方や行動の変化についてインタビューし、その内容を分析することで質的側面からプログラムの効果が生じるメカニズムを検証し、どのような介入がより望まれるかを明らかにすることとした。

2 方法

（1）調査対象者及び調査方法

プログラム受講終了者のうち、以下ア及びイのとおり調査に同意した者を対象とした。

調査実施に先立って、調査対象者に対し、文書又は口頭により、調査への協力は任意であること、調査において話した内容がその後の保護観察処遇に影響することはないこと、回答内容は誰が話したか分からないよう必要な処理を行った上で分析するため、個人の回答がインタビュー調査担当者及び効果検証担当者以外に知られたりしないことを説明して調査への協力を依頼し、協力意思を示した者にインタビューを実施した。また、調査時の応答をICレコーダーに録音することを事前に説明し、承諾を得て調査を行った。

ア 調査実施時点で再犯の事実が認められなかった者

令和5年9月から令和6年7月までの間にプログラムの受講を開始した者のうち、受講終了時点でインタビュー調査を受けることに協力意思を示し、かつ、令和6年度中に同調査を受けることが可能と回答した者7名を調査対象者（以下「非再犯調査対象者」という。）とし、半構造化面接法¹によるインタビュー調査を、令和6年度に対面で実施した。

イ 調査実施時点で暴力再犯に至り刑事施設に入所している者

¹ インタビュー実施者があらかじめ決められた質問項目を読み上げ、調査対象者がそれに対して自由に回答し、必要に応じてインタビュー実施者が追加質問を行う方法をいう。

令和4年1月から令和6年12月までにプログラムの受講を終了した者のうち、暴力再犯に至って令和7年度に刑事施設に在所し、かつ、インタビュー調査を受けることに協力意思を示した者2名を調査対象者（以下「再犯調査対象者」という。）とし、半構造化面接法によるインタビュー調査を、令和7年度に対面で実施した。

（2）調査内容

調査対象者に対し、プログラムの各課程の内容に沿って以下の事項を質問し、回答を得た。特に、アについてはプログラム全体での所感、以下のイないしエについては、プログラムの内容に沿った行動や考え方の変化について尋ねた。

- ア プログラムが有用だと感じられた点
- イ 暴力に対する考え方の変化
- ウ 怒りや暴力につながりやすい状況への対処行動の変化
- エ 暴力を振るわないための普段からの行動の変化

（3）分析方法

録音されたインタビュー場面の音声を逐語的に文字化した上で、調査対象者ごとの語りをコード化により概念化した上で各調査対象者の回答内容を分析した。語りのコード化に当たっては、二人の効果検証担当者が語りを読み込んだ上で独立して行い、協議した結果、適切と考えられるものをコードとして採用した。

その上で、非再犯調査対象者に対するインタビュー場面で得られた語りのコードとプログラムのワーク内容との関係を整理した。また、再犯調査対象者の語りについては、非再犯調査対象者と比較しての差異について考察した。

3 結果

（1）調査対象者の属性等

各非再犯調査対象者の属性等は、表2-1のとおりであった。また、再犯調査対象者の属性等は表2-2

のとおりであった。

表 2－1 非再犯調査対象者の属性等

	年代	性別	主な罪名
A	50 代	男性	暴行
B	30 代	男性	傷害
C	50 代	男性	傷害
D	50 代	男性	殺人
E	50 代	男性	脅迫
F	20 代	男性	傷害
G	40 代	男性	傷害

※ 「年代」はインタビュー実施時の年齢による。

表 2－2 再犯調査対象者の属性等

	年代	性別	主な罪名	
H	30 代	男性	本件：傷害	再犯事件：傷害
I	30 代	男性	本件：強盗致傷	再犯事件：暴行、傷害

※ 「年代」はインタビュー実施時の年齢による。

(2) プログラムが有用だと感じられた点

具体的にプログラムのどのような点が有用だったかを非再犯調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「暴力に至る状況や対処法を書いて分析することの効果の実感」や「考えて書き出すことで学びを形に残し思い出すことができる」等のワークブックに考えたことを整理して書くことの意義、②「自分一人では考えないことを保護観察官と考えて言葉にしたり書いたりすることが有用」や「感情に寄り添いながら指導する保護観察官の存在が変化への動機づけ」等の保護観察官に話して寄り添ってもらえたことの意義、③「プログラムによる事件の振り返りは有用」や「被害者の思いを初めて考えた」等の事件を振り返り被害者について考えたことの意義といった内容が見られた。

なお、再犯調査対象者について、再犯はあったものの、2名ともプログラムの受講が暴力の抑止に何らか役立つと認識しており、プログラムが有用だった点に関し、非再犯調査対象者と同様にワークブックに考えたことを整理して書くことの意義などの語りがあった一方、非再犯調査対象者と異なり、保護観察官に話すことへの肯定的な反応や事件の振り返りについての内容は見られず、「保護観察官に自分の気持ちがわかるのかという思い」や「保護観察官との面接は試験を受けている感覚で保護観察官に嫌なことを掘り下げて欲

しくない」等、プログラムで保護観察官に話すことを後ろ向きに捉えている内容があった。

(3) 暴力に対する考え方の変化

プログラムの受講によりどのような考え方の変化があったかを調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「相手が悪いと暴力を正当化」や「部下の育成のためと暴力を正当化」等の暴力肯定的な価値観への気づき、②「自分の白黒思考の認識」、「相手が誤っていれば注意しなければいけないという思い込み」や「柔軟な考え方の実践」等の暴力につながりやすい自分の考え方の傾向への気づきとその改善の実践、③「暴力のデメリットを認識」や「自らの周囲への影響を認識し、暴力を振るってはいけないとの考えに変化」等の暴力の結果を考えられる変化、④「暴力を振るわれる相手の傷つきを考えられるよう変化」等の被害者の気持ちや状況を考えられる変化といった内容が見られた。

なお、再犯調査対象者について、どのような考え方の変化があったかを再犯調査対象者の語りのコードから整理したところ、「言葉の表現が上手くできないことが暴力につながる」や「飲酒量が一定を超えてきかけがあると暴力的になるという認識」等の暴力につながりやすい自分の問題性への気づきは見られたものの、考え方の改善や、暴力の結果を考えられる変化といった、非再犯者調査で見られたような内容はうかがえなかった。

(4) 怒りや暴力につながりやすい状況への対処行動の変化

非再犯調査対象者に対し、プログラムの受講後に「危険信号」（怒りや暴力につながりやすい状況）を認識できるようになったか確認したところ、非再犯調査対象者全員が認識できる経験があったと回答した。

また、非再犯調査対象者全員がプログラムの受講後に「危険信号」に対する身体的な対処法又は考え方の対処法を実践できていると回答した。具体的な「危険信号の対処法」としてどのような対処行動を実践しているかを非再犯調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「深呼吸する」や「その場から離れる」、「間を置く」「鼻歌を歌う」といった身体的な対処法、②「自分に言い聞かせる」や「次は刑務所というイメージの助けを借りる」、「ユーモアを持つ」といった考え方の対処法が見られた。

なお、再犯調査対象者について、2名ともプログラム受講直後は「危険信号」を認識できたが、再犯時は

時間の経過により怒りや暴力につながりやすい状況が認識できなくなっていたと回答した。また、「危険信号」に対する対処法の実践については、対処法の実践自体はあったものの、再犯時は飲酒により普段使っている対処法が取れない状況であったり、生活環境の変化で怒りが積み重なり対処法を実践しても対処しきれない状況であったとの回答だった。

(5) 暴力を振るわないための普段からの行動の変化

非再犯調査対象者に対し、プログラムの受講後、暴力を振るわないために普段から何らかの取組ができているかを確認したところ、非再犯調査対象者全員が具体的な取組ができているとの回答であった。具体的にどのような取組を実践しているかを非再犯調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「自分の声の大きさや言葉遣い、表情を意識」や「相手の目を見て聞き取りやすいように話す」等の暴力につながりにくい話し方の工夫、②「トラブル誘発場面の回避」や「人と距離を置くことを意識」等の暴力につながりやすい場面を避ける工夫、③「第三者に相談してストレスを溜め込まない」や「周囲の助けを借りてマイナス思考に対処」等の他者への悩み相談、④「趣味に没頭してストレス解消」や「運動によるストレス解消」等のストレス解消法の実践といった内容が見られた。

なお、再犯調査対象者についても、暴力を振るわないための普段からの取組として、暴力につながりにくい話し方の工夫、暴力のきっかけとなる飲酒場面を避ける工夫、他者への悩み相談といった、非再犯調査対象者と同様の内容があったものの、ストレス解消法への言及は見られなかった。

(6) インタビュー場面で得られた語りとプログラムのワーク内容との関係

非再犯調査対象者から得られた語りのコードと、プログラムの各課程で行うワークの内容（概要は「はじめに」を参照）との関係を整理したところ、以下のような結果であった。

（第1課程：「暴力をふるうということ」）

・ABCモデル²を用いた分析により、自分が暴力を振るってしまうときの状況や状態についての自己理解に

² 先行する刺激（Antecedent event）があり、それに対する認知（Belief）を媒介して、結果（Consequence）としての感情や行動が生じるという認知行動療法のモデル

つながった者が複数いる。

- ・被害者の思いを初めて考えたり、被害者の立場を考えるきっかけとなった者が複数いる。

(第2課程：「暴力につながりやすい考え方や問題」)

- ・多くの者が、自分の暴力につながりやすい価値観や考え方の癖について認識できている。
- ・多くの者が、暴力につながりやすい考え方を柔軟化させている。

(第3課程：「私にとっての危険信号」)

- ・全ての者が、各自の「危険信号」を認識している。
- ・全ての者が、「危険信号」への身体的対処法を実践できている。
- ・多くの者が、「危険信号」への考え方の対処法を実践できている。

(第4課程：「暴力をふるわないための取組」)

- ・全ての者が、具体的な暴力につながりにくい言動について考え、実践できている。
- ・全ての者が、具体的なストレス解消法について考え、実践できている。

(第5課程：「二度と暴力をふるわないために」)

- ・再発防止計画については、繰り返し見返すことで内容を定着させている者がいる。

(DV 単元) ※調査対象者中、1 名のみ該当

- ・DV に当たる行為が自分の考えよりも広範であることを理解し、被害者の思いや、パートナーを尊重する態度を考えるきっかけとなっている。

(飲酒単元) ※調査対象者中、1 名のみ該当

- ・飲酒により自分をコントロールできなくなる問題に気付くきっかけとなっている。

非再犯調査対象者の特性や事件の背景等に応じて、プログラムのどのような要素が各調査対象者にとって特に効果があったのかについての語りは異なっていたものの、DV 及び飲酒のオプション単元も含め、全員が総じて多くのワークから学びを得て、自らの行動や考え方を変化させ、危険信号への対処や普段からの取組として具体的な実践ができるようになっていた。

4 考察

本調査により、暴力犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する多様な保護観察対象者に対し、プログラムの特定の要素ではなく、各課程における多面的なワーク内容のいずれもが、調査1で見られた再犯抑止の効果をもたらすため寄与したことが示唆された。また、非再犯調査対象者と再犯調査対象者との語りの対比からは、各課程のワーク内容を超えて、保護観察官が、対象者の感情に寄り添って共に考える姿勢を持ち、受講者との関係性を構築すること自体もプログラムの効果につながっている可能性が考えられる。

次に、非再犯調査対象者と再犯調査対象者との語りの対比から、プログラム内容の更なる改善に係る示唆を整理する。まず、プログラム受講後の時間経過で「危険信号」への認識や対処策の実践が難しくなる可能性があることを踏まえ、受講から時間が経過しても「危険信号」を認識し、必要な対処が取れるよう、定期的かつ繰り返しの面接やホームワークを通じて、生活場面における受講者の「危険信号」の認識やこれに対する対処の実践状況を確認し、必要に応じて再発防止計画の内容を見直すなどして、サポートし続けることが考えられる。その際、受講者が実践できそうな様々な取組を積極的に日常生活で実践させ、自分に合った取組をなるべく多く見つけられるよう促す姿勢が望ましいと考えられる。また、プログラムにおける重要な要素の一つである暴力に対する考え方の変化を促す認知行動療法的なアプローチに関し、受講者自身の暴力につながりやすい考え方の特徴に気付かせるだけでなく、被害者の心情や状況を考えさせることなどを通じ、より柔軟な考え方ができるよう促し、暴力につながりにくい別の考え方にも目を向けさせるよう関わることで、受講による再犯抑止の効果が高まる可能性がある。

5 今後の課題

多様な保護観察対象者に応じたプログラムの内容として、DV及び飲酒のオプション単元の受講者につき、本調査では1名ずつのインタビューからの限られた知見となったため、今後は統計的な層別分析とも組み合わせ、様々な暴力に関連する問題性に係る既往研究及び専門家の知見等も活用しながら、より詳細な検討を行っていくことが必要であると考えられる。

調査3 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）受講者の再犯追跡調査 及び受講前後の心理的变化に関する質問紙調査結果

1 目的

保護観察所が試行的に実施している暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（以下「児童虐待防止版」という。）の受講による再犯抑止等の効果を検証すること。ただし、児童虐待版については、通常の暴力防止プログラムと比べて受講対象者が限られることから、統計的に再犯抑止の効果を検証することが困難であったため、あわせて本調査では、受講による虐待に関連する心理的な変化についても検証することとした。

2 再犯追跡調査

（1）方法

ア 調査対象者

以下のとおり受講群と非受講群を設定し、計 170 名を調査対象者とした。

（ア） 受講群（71 名）

令和元年 10 月から令和 3 年 9 月までの間に保護観察を開始した全部実刑者（仮釈放者）、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放者及び実刑部分の刑期終了者）及び保護観察付全部執行猶予者のうち、児童虐待防止版を受講した者。

（イ） 非受講群（99 名）

児童虐待防止版導入前の平成 29 年 10 月から令和元年 9 月までの間に保護観察を開始した全部実刑者（仮釈放者）、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放者及び実刑部分の刑期終了者）及び保護観察付全部執行猶予者のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪¹が含まれ、かつ、家庭内暴力（児童虐待）類型²に認定された者。ただし、同時に性犯罪等対象者類型に認定されていた 1 名は、性的な問題性が大きい者として、非受講群から除外した。

¹ 調査 1 の脚注 2 を参照。

² 調査 1 の脚注 3 を参照。

イ 再犯の追跡方法

調査対象者の保護観察開始から2年間経過時点までの再犯の有無を調査した。再犯の有無は、再犯事件により全部実刑、保護観察付一部執行猶予又は保護観察付全部執行猶予の判決を受けて保護観察所に保護観察事件又は生活環境の調整事件が再係属した事件の有無とし、当該再犯事件に係る判決の言渡しがあった日を再犯日とした。

なお、追跡期間は、再犯がある場合には、保護観察開始日から再犯日まで、再犯がない場合には一律に730日とした（受講群の追跡期間の平均726.66日、 $SD=28.13$ 、非受講群の追跡期間の平均716.47日、 $SD=70.54$ ）。

（2）結果

ア 受講群と非受講群の属性等

受講群と非受講群の属性等は、表3-1のとおりであった。

表 3-1 再犯追跡調査対象者の属性等

属性等	区 分	受講群		非受講群	
		人数	(構成比)	人数	(構成比)
性別	男性	53	(74.6%)	67	(67.7%)
	女性	18	(25.4%)	32	(32.3%)
年齢層	30歳未満	22	(31.0%)	26	(26.3%)
	30-39歳	27	(38.0%)	37	(37.4%)
	40-49歳	18	(25.4%)	29	(29.3%)
	50歳以上	4	(5.6%)	7	(7.1%)
事件種別	仮釈放者	29	(40.8%)	50	(50.5%)
	保護観察付執行猶予者	42	(59.2%)	49	(49.5%)
保護観察期間	3月以内	0	(0.0%)	10	(10.1%)
	6月以内	16	(22.5%)	23	(23.2%)
	1年以内	12	(16.9%)	12	(12.1%)
	2年以内	1	(1.4%)	6	(6.1%)
	3年以内	29	(40.8%)	30	(30.3%)
	4年以内	13	(18.3%)	18	(18.2%)
入所度数	なし	40	(56.3%)	46	(46.5%)
	1度	28	(39.4%)	46	(46.5%)
	2度以上	3	(4.2%)	7	(7.1%)
合計		71		99	

※ 「年齢」は保護観察開始時の年齢による。

※ 「仮釈放者」には仮釈放された保護観察付一部執行猶予者を含む。

※ 「保護観察期間」は保護観察開始当初の保護観察期間である。

イ 児童虐待防止版受講の有無と再犯との関係

児童虐待防止版受講の有無と再犯率の差について比較した結果、表 3-2 のとおりであった。

表 3-2 児童虐待防止版受講の有無と再犯の状況

	受講群 (71 名)	非受講群 (99 名)
再犯あり	1 (1.4%)	4 (4.0%)
再犯なし	70 (98.6%)	95 (96.0%)
再犯事案の内容		
児童虐待事案	0	0
DV 事案	1 (100%)	1 (25.0%)
その他	0	3 (75.0%)

3 心理的变化に関する質問紙調査

(1) 方法

ア 調査対象者及び調査方法

令和5年9月から令和6年7月までの間に児童虐待防止版の受講を開始した者23名に本調査への協力意思を確認し、協力意思を示した者に対して児童虐待防止版の受講前後に個別自記式の質問紙調査を実施した。本調査に同意した者のうち、児童虐待防止版の受講前後に質問紙を回収できたのは13名であり、回答に欠損があった2名を除外して、11名を調査対象者とした。

イ 調査内容

質問紙の内容について、児童虐待に関する心理を把握するための評価尺度として、虐待心性尺度(PAAI)³の改訂版(PAAI-R)を使用した。同尺度は、「自己欲求の優先」(子どもの欲求と親の欲求に葛藤が生じた際に親自身の欲求を優先する傾向)、「体罰肯定」(子育てには体罰は必要であるとする育児観)、「被害的認知」(客観的状況とは無関係に、子どもの存在や行動によって自身が被害をこうむっているという親の認知)などの七つの下位尺度、計48項目から構成されており、全ての項目について、「まったく当てはまらない(0点)」、「どちらかといえば当てはまらない(1点)」、「どちらかといえば当てはまる(2点)」及び「非常に当てはまる(3点)」の4件法で回答を求めた。

(2) 結果

ア 調査対象者の属性等

³ 西澤・屋内(2006)によって開発された、子どもへの虐待傾向につながる親の心理状態(虐待心性)を把握するための自記式質問紙尺度。本調査では、西澤によって独自に改訂された改訂版を用いた(具体的な項目は調査3末尾の参考資料を参照)。「体罰肯定」(子育てには体罰は必要であるとする育児観)、「自己欲求の優先」(子どもの欲求と親の欲求に葛藤が生じた際に親自身の欲求を優先する傾向)、「自信欠如」(子育てに対する自信喪失の程度)、「被害的認知」(客観的状況とは無関係に、子どもの存在や行動によって自身が被害をこうむっているという親の認知)、「疲弊感」(子育てに対する疲労・疲弊感)、「完璧志向性」(親である以上子育ては完璧に行わねばならないとする認識・志向性)及び「嫌悪・拒否」(子育てに対する嫌悪感・拒否感)の7つの下位尺度からなる。

西澤哲・屋内麻里(2006). 虐待行為につながる心理的特徴について; 虐待心性尺度(Parental Abusive Attitude Inventory: PAAI)の開発に向けた予備的研究 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)分担研究報告書 4, 133-144.

調査対象者の属性等は表３－３のとおりであった。

表３－３ 質問紙調査対象者の属性等

属性等	区分	人数	構成比
性 別	男性	10	90.9%
	女性	1	9.1%
年 齢 層	20-29 歳	4	36.4%
	30-39 歳	3	27.3%
	40-49 歳	2	18.2%
	50-59 歳	2	18.2%
事 件 種 別	仮釈放者	3	27.3%
	保護観察付執行猶予者	8	72.7%
入 所 度 数	なし	8	72.7%
	1 度	3	27.3%

※ 「年齢層」は保護観察開始時の年齢による。

イ 児童虐待防止版の受講前後の PAAI-R 得点の変化

児童虐待防止版受講前後の PAAI-R の各下位尺度得点の変化は、表３－４のとおりであった。

表３－４ 児童虐待防止版受講前後の PAAI-R の各下位尺度得点の変化

	受講前		受講後	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
自信欠如	12.00	5.385	5.64	3.042
自己欲求の優先	3.64	3.695	1.82	2.639
体罰肯定	5.36	3.906	3.36	3.668
被害的認知	1.82	3.683	0.55	1.293
完璧志向性	3.64	3.171	1.45	1.695
嫌悪・拒否	1.00	2.098	0.64	1.286
疲弊感	1.55	2.115	0.55	1.036

4 考察

再犯追跡調査として、児童虐待防止版受講者と同プログラム導入前の児童虐待事犯者の再犯率を比較したところ、受講群は非受講群よりも再犯率が低かった。調査対象者を選定する期間を長く設定⁴しても調査対象者や再犯者数が少なかったため、得られた結果を統計的に分析して検討することは困難であったものの、児童虐待防止版の受講が、一定程度、受講者の再犯の抑止に寄与した可能性をうかがわせる結果であった。

なお、児童虐待防止版受講者の再犯について、児童虐待事案はなかったが、1事例ではあるもののDV事案が認められた。DVと児童虐待の問題性の関連は先行研究において明らかにされており⁵、児童虐待防止版の実施に際しては、パートナー等子ども以外の家族との関わり方にも留意することが考えられる。

さらに、心理的变化に関する質問紙調査として、児童虐待防止版の受講前後での心理的变化を検証したところ、児童虐待に関する心理尺度である PAAI-R の全ての各下位尺度得点について、児童虐待防止版の受講後に得点の低下が見られた。このことから、児童虐待防止版の受講が、子どもへの虐待傾向につながる親の心理状態を一定程度改善している可能性が示唆された⁶。

5 今後の課題

再犯追跡調査、質問紙調査のいずれも、調査対象者が少なく統計的な検証まで至らなかった。今後は、十分なサンプルサイズを確保した上、再犯についてはさらにより長期間の追跡調査を行い、質問紙調査については比較統制群を設定するとともに、得点の変化が再犯に与える影響についても検討することが望ましい。その際は、受講者の性別や年齢、被害者が実子か否か、調査時に子どもと同居しているか否か等の属性に応じた詳細な検討をすることが有益であろう。

⁴ 調査対象者数をより多く確保するため、新型コロナウイルス感染症の流行時期に保護観察を開始した者も追跡調査の対象としたことから、本調査の結果についてはより慎重な解釈が必要である。

⁵ 法務総合研究所研究部報告 40 「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」, 117-119.

⁶ 西澤 (2010) によると、「体罰肯定観」の得点は身体的虐待と、「被害的認知」の得点はネグレクトと、「自己欲求の優先」の得点は全ての虐待行為との関連が明らかにされている。

西澤哲 (2010). 子ども虐待－虐待傾向のある親の心理の理解と支援 ジュリスト, 1407 号, 95-101.

保護者の子どもに対する心理傾向尺度(PAAI-R)の質問項目と下位尺度構成							
0 : まったく当てはまらない 1 : どちらかといえば、当てはまらない 2 : どちらかといえば、当てはまる 3 : 非常に当てはまる	得点	自己 欲求の 優先 自信 欠如	体 罰 肯定	被 害 的 認 知	完 璧 志 向 性	嫌 悪 ・ 拒 否	疲 弊 感
(1) 子どもが思い通り動いてくれないと、親として自信がなくなる							
(2) 子どもがいなければ、もっと自由にできるのにと感じる							
(3) 体罰はしつけの方法として有効である							
(4) 子どもが私を馬鹿にしているように感じる							
(5) 親なのだから、子育てがうまくできて当然であると思う							
(6) 子どもを抱くことに抵抗感がある							
(7) 子どもにエネルギーを吸い取られてしまう感じがする							
(8) 子どもが泣くと自分が悪いためではないかと感じる							
(9) 子どもがいるために、自分の楽しみを奪われた気がする							
(10) 子どもをしつけるためには体罰は必要である							
(11) 子どもは、できることでも私を困らせようとしてわざとやらないのだと思う							
(12) 子育てを完璧にこなすのは、親の義務であると思う							
(13) できれば子どもを抱きたくない							
(14) 子どもといると、エネルギーが涸れてしまう気がする							
(15) 子育てに疲れ果てている気がする							
(16) 子どもが気持ち悪いと感じる							
(17) 子どもは親の思い通りに動くのが当然だと思う							
(18) 子どもが私に対して悪意を抱いているような気がする							
(19) 体罰を使ってでも子どもをしつけることは親の務めだと思う							
(20) 子どもを邪魔に感じることもある							
(21) 子どもが泣き止まないと、親として自信がなくなる							
(22) 他の子どもを見ていると、自分の子どもにはできないことが多いと思う							
(23) 子どもが早く自分の手を離れてくれたらいいのと思う							
(24) 子どもがうまく育たないのは、私のせいだと思う							
(25) 子どもが言ってもきかないときには、体罰を加えるしかない							
(26) 子どもがわざと私を困らせようとしているように感じる							
(27) 私の子どもなのだから、私のして欲しいことは言わなくてもわかるはずだ							
(28) 子どもが思い通りにならないと、周囲から「だめな親」だと思われてしまう気がする							
(29) 子どものことよりも自分の楽しみを優先したいと思う							
(30) 子どもが泣き止まないと、周囲の人に迷惑をかけている感じがする							
(31) 他に方法がなければ、体罰を用いるしかない							
(32) 子育てが満足に出来なければ、一人前の女性とは言えない							
(33) 子どもが言うことをきかないと、自分の存在を否定されたように感じる							
(34) 育児は毎日が同じことの連続で疲れ果てる							
(35) 子どもの行動のうち、できる事よりもできない事のほうに目が行く							
(36) 子どもが自分の思い通りに動いてくれないと、子どもから馬鹿にされている気になる							
(37) 子どもが自分の思い通りに動いてくれないと、不安になる							
(38) これからずっと子育てが続くのかと思うとぞっとする							
(39) 子どものためにする体罰であれば、害はないと思う							
(40) 子どもがかわいいと思えない							
(41) 私は子どもによっていつも困らせられている被害者だと思う							
(42) 子どもが甘えてくると、イライラする							
(43) 他の子どもに比べて、自分の子どもは発達が遅いと思う							
(44) 子どもが汚らしいと感じる							
(45) 子育ての方法を人に教えてもらうのは、親として情けないことだと感じる							
(46) 自分には子どもを満足させるだけのエネルギーがない							
(47) 体罰はしつけにならない							
(48) 子どもが食べてくれないのは、自分を親として認めていないからだと思う							
合計		0	0	0	0	0	0

調査4 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）受講者に対する

インタビュー調査結果

1 目的

保護観察所が実施している暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（以下「児童虐待防止版」という。）については、調査3の再犯追跡調査及び質問紙調査により一定の効果につながる可能性が示唆されたものの、統計的な実証までは至らなかった。そこで、補足的検証として、児童虐待防止版の受講者に対し、受講の感想及び受講による考え方や行動の変化についてインタビューし、その内容を分析することで質的側面から受講の効果を把握することとした。

2 方法

（1）調査対象者及び調査方法

令和5年9月から令和6年7月までの間に児童虐待防止版の受講を開始した者のうち、受講終了時点でインタビュー調査を受けることに協力意思を示し、かつ、令和6年度中に同調査を受けることが可能と回答した5名を調査対象者とし、半構造化面接法¹によるインタビュー調査を、令和6年度に対面で実施した。

調査実施に先立って、調査対象者に対し、文書又は口頭により、調査への協力は任意であること、調査において話した内容がその後の保護観察処遇に影響することはないこと、回答内容は誰が話したか分からないよう必要な処理を行った上で分析するため、個人の回答がインタビュー調査担当者及び効果検証担当者以外に知られたりしないことを説明して調査への協力を依頼し、協力意思を示した者にインタビューを実施した。また、調査時の応答をICレコーダーに録音することを事前に説明し、承諾を得て調査を行った。

なお、いずれの調査対象者についても、調査実施時点で再犯の事実は認められなかった。

（2）調査内容

¹ 調査2の脚注1を参照。

調査対象者に対し、児童虐待防止版の各課程の内容に沿って以下の事項を質問し、各事項の内容について回答を得た。特に、アについてはプログラム全体での所感、以下のイないしエについては、児童虐待防止版の内容に沿った行動や考え方の変化について尋ねた。

ア 児童虐待防止版が有用だと感じられた点

イ 暴力に対する考え方の変化

ウ 怒りや暴力につながりやすい状況への対処行動の変化

エ 暴力を振るわないための普段からの行動の変化

(3) 分析方法

録音されたインタビュー場面の音声を逐語的に文字化した上で、調査対象者ごとの語りをコード化により概念化した上で各調査対象者の回答内容を分析した。語りのコード化は、二人の効果検証担当者が語りを読み込んだ上で独立して行い、協議した結果、適切と考えられるものをコードとした。

その上で、非再犯調査対象者に対するインタビュー場面で得られた語りのコードと児童虐待防止版のワーク内容との関係を整理した。

3 結果

(1) 調査対象者の属性等

各調査対象者の属性等は、表4-1のとおりであった。

表4-1 調査対象者の属性等

	年代	性別	主な罪名	被害者との関係
A	30代	男性	傷害	実子（長女）
B	30代	男性	傷害	実子（長男）
C	40代	女性	傷害	実子（長女）
D	20代	男性	脅迫、暴行	内妻の連れ子
E	50代	男性	傷害	内妻の連れ子

※ 「年代」はインタビュー実施時の年齢による。

(2) 児童虐待防止版が有用だと感じられた点

児童虐待防止版の受講が暴力を振るわない生活に役立っていると思うか確認したところ、調査対象者5名全員が児童虐待防止版の受講が役立っていると回答した。

具体的に児童虐待防止版のどのような点が有用だったかを調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「ワークブックに書くことによる思考の整理」や「書いた内容を受講後に読み返すことによる学びの定着」等のワークブックに考えたことを整理して書くことの意義、②「受講中の保護観察官の共感による安心感の高まり」や「保護観察官に話を聞いてもらえることが変化の要因」等の保護観察官に話して寄り添ってもらえたことの意義、③「子どもの受け止めを考えるきっかけになった」や「暴力を振るわれる子どもの痛みを理解した」等の被害者（子ども）について考えたことの意義といった内容があった。

（３）暴力に対する考え方の変化

児童虐待版の受講により、暴力に対する考え方に変化があったかを確認したところ、調査対象者5名全員が何らかの考え方の変化があったと回答した。具体的にどのような考え方の変化があったかを調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「しつげに暴力は必要で悪いものではないと考えていた」や「暴言や暴力をしつげと正当化していた」等の暴力肯定的な価値観への気付き、②「白黒思考やあるべき思考の認識」や「いつも同じ思考の認識」等の暴力につながりやすい自分の考え方の傾向への気付き、③「子どもを理解したい気持ちの強まり」や「子どもの状況を確認する対応を考える」等の被害者（子ども）の気持ちや状況を考えられる変化といった内容があった。

（４）怒りや暴力につながりやすい状況への対処行動の変化

児童虐待版の受講後に「危険信号」（怒りや暴力につながりやすい状況）を認識できるようになったか確認したところ、調査対象者5名中4名が、「子どもが自分の思い通りにならないとき」や「仕事のストレスでイライラしていたとき」といった場면을「危険信号」として認識できる経験があったと回答した。また、5名中3名が児童虐待版の受講後に「危険信号」に対する身体的な対処法又は考え方の対処法を実践できていると回答した。具体的な「危険信号の対処法」としてどのようなものを実践しているかを調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「深呼吸する」や「その場から離れる」といった身体的な対処法、

②「その場では聞き流す」や「自分のストレスやイライラを認識する」といった考え方の対処法が見られた。

(5) 暴力を振るわないための普段からの行動の変化

児童虐待版の受講後に暴力を振るわないための普段から何らかの取組ができているか確認したところ、調査対象者5名中4名が具体的な取組ができていると回答した。具体的にどのような取組を実践しているかを調査対象者の語りのコードから整理したところ、①「子どもと同じ目線での対話」や「子どもとの双方向の対話」等の子どもとの対話の仕方の工夫、②「パートナーに子どものことを相談」や「友人に子どものことを相談」等の子どものことについての他者への相談、③「趣味によってストレス解消」等のストレス解消の実践といった内容があった。

(6) インタビュー場面で得られた語りと児童虐待版のワーク内容との関係

調査対象者から得られた語りのコードと、児童虐待版の各課程で行うワークの内容（概要は「はじめに」を参照）との関係を整理したところ、以下のような結果であった。

(第1課程：「暴力をふるうということ」)

- ・多くの者が、事件当時の生活や気持ちを振り返り、事件時は子育てを一人で抱え込んでいた、家族関係の悩みで精神的に追い詰められていた、仕事のストレスでいらいらしていたなどの、子どもへの虐待につながった状況を認識している。
- ・ABCモデル²を用いた分析により、自分の客観視や自己理解につながった者が複数いる。

(第2課程：「子どもの気持ち・暴力につながりやすい考え方」)

- ・多くの者が、暴力を振るわれた子どもの傷付きや、子どもの受け止め方を認識しており、暴力を振るわれた子どもの恐怖心や痛みを理解した者、事件時の子どもの行動について自分の子どもへの関わりに問題があったことを認識した者がいる。また、子どもの傷付きや受け止め方についての直接的な語りがなかった者も、暴力で気持ちを伝えたことは誤りであったと認識している。

² 調査2の脚注2を参照。

- ・多くの者が、自分の暴力につながりやすい考え方の癖について認識し、考え方を柔軟化させている。
- ・子どもの発達について、事件時には子どもの発達に関する知識がなかった者や、子どもの発達について考えたことで子どもの受け止めを考えるきっかけになった者、成長途中の子どもには頑張ってもできないことがあることを認識した者がいる。

(第3課程：「危険信号と対処」)

- ・多くの者が、子どもとの関係以外の、一般的な怒りや暴力につながりやすい場面も含めると、各自の「危険信号」について認識できていた。
- ・「危険信号」について、子どもとの関わりの場面において生じた「危険信号」を挙げた者は少数であり、子どもとの関係以外の場面の「危険信号」を挙げた者が複数いた。
- ・「危険信号」に対する自分なりの対処方法を実践している者が複数いたが、子どもとの関わりの場面における具体的な対処方法の実践が確認できない者も複数いた。

(第4課程：「暴力をふるわないための取組」)

- ・多くの者が、家族や友人に子どものことを相談することを実践している。
- ・多くの者が、子どもと同じ目線で対話したり、子どもの言葉を受け止める関わりの実践など、暴力につながりにくい言動について工夫して実践している。

(第5課程：「二度と暴力をふるわないために」)

- ・再発防止計画を見返して、自分が事件当時と同じ状態になっていないかの確認に使う者や、家族と再発防止計画を共有し、子育てについて家族と話をしている者がいる。

調査対象者の特性、被害者との関係や事件の背景等に応じ、プログラムのどのような要素が各調査対象者にとって特に効果があったのかについての語りは異なっていたものの、全ての調査対象者が、各ワークで習得した内容を活用することで、暴力を振るわない方法での子どもへの関わり方について考え、中でも既に子どもと生活している者については、暴力につながりにくい何らかの子どもへの関わり方を実践していた。

4 考察

本調査により、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対し、児童虐待防止版の受講が再犯の抑止や

虐待に関連する心理的な変化等の効果に寄与する可能性が示唆された。特に、調査対象者全員に、暴力を振るわれた子どもの傷付きや、子どもの受け止め方への認識など暴力に対する考え方の変化が見られたことから、一般の暴力防止プログラムとは別途、児童虐待防止版を行うことの有効性がうかがえた。深呼吸やその場から離れる、意識的に聞き流す、ストレスやイライラを認識するといった危険信号の認識やその対処法を一定程度習得している者も多かった。総じて児童虐待版の試行を通じ、受講の効果については有望な結果であったと考えられる。

一方で、現在子どもと同居していないなどの生活環境による影響も考えられるものの、子どもとの関わりの場面に特化した「危険信号」の認識や、これに対する対処法の実践が十分にできていない者がいる可能性があり、児童虐待版の内容や実施方法について、更なる改善の余地があることも示唆された。改善に向けた実施上の工夫としては、例えば「危険信号」の特定に至らなかったり、対処法や普段からの取組のレパトリーが少なく具体性に乏しいものであったりする場合、過去に子どもとの関わりの中で暴力を振るった複数の場面から共通する虐待の引き金を特定するとともに、実際の生活の場面で対処法を実践させ、定期的に振り返って実用可能な対処法をなるべく多く用意させることなどが考えられる。

また、特定の課程に限らず、保護観察官に話を聞いてもらうこと、変化を認められることが、変化への動機付けになっている者や、気持ちの安定につながっている者が見られたことから、一般的な暴力防止プログラムの実施と同様に、受講者との関係性の構築が重要である可能性がある。

5 今後の課題

児童に対する虐待行為をした保護観察対象者については一定程度、類型化できるとはいえ、本調査の調査対象者は5名と少なかったこと、個人による効果の若干のばらつきが見られたことから、今後、再犯や心理的な変化の統計的な検証とあわせ、児童虐待防止版を受講したものの再犯に至った者についてもインタビュー調査を実施するとともに、受講者の特性や被害者との関係、事件の背景等によって、プログラムの効果や限界にどのような違いがあるかを質的にも分析することが有益であると考えられる。

おわりに

本調査では、暴力防止プログラム（以下「プログラム」という。）及び暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（以下「児童虐待防止版」という。）の受講による再犯抑止等の効果を検証するとともに、両プログラム（プログラム及び児童虐待防止版をいう。以下同じ。）の内容や実施方法の更なる改善に資する知見を収集した。

その結果、プログラムの受講が、暴力犯罪に限らず罪種を問わない再犯を抑止する効果があることが統計的に実証された。受講者へのインタビューからは、プログラムの多面的な内容がいずれも再犯抑止に寄与しており、同時にプログラムを実施する保護観察官の姿勢も重要であることが示唆された。

また、児童虐待防止版では、統計的な実証までは至らなかったものの、受講者へのインタビューと併せて検証したところ、受講が児童虐待に関連する心理的な変化を促しており、一定程度、再犯の抑止に寄与した可能性がうかがえた。

一方で、両プログラムの受講後、これらを通じて学んだことを十分に実践できていない者も見られるなど、内容や実施方法について、更なる改善の余地があることも示唆された。

今後は、暴力犯罪に関する社会の要請等にも応えながら、本調査で検証した両プログラムの有効性をより一層高めるべく、内容や実施方法に関し必要な改訂を行う必要がある。その上で、見直し後の両プログラムの受講者等について、より長期間の再犯追跡期間を設けることなどを通じて統計的解析に十分なサンプルサイズの確保に努め、次なる効果検証においては受講者の特性等に応じた効果の違いなどについても調査・分析を実施することにより、両プログラムの継続的な改善を図っていくことが重要と考えられる。

引用・参考文献

- Brookhart, M. A., Schneeweiss, S., Rothman, K. J., Glynn, R. J., Avorn, J., & Stürmer, T. (2006). Variable selection for propensity score models. *American Journal of Epidemiology*, 163, 1149-1156.
- 星野崇宏・岡田謙介 (2006). 傾向スコアを用いた共変量調整による因果効果の推定と臨床医学・疫学・薬学・公衆衛生分野での応用について 保健医療科学, 55(3), 230-243.
- 法務総合研究所 (2008). 『配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究』(研究部報告 40)
- 法務総合研究所 (2019). 『暴力犯罪者に関する研究』(研究部報告 60)
- Katz, M. H. (2010). *Evaluating clinical and public health interventions: A practical guide to study design and statistics*. Cambridge University Press. (木原雅子・木原正博(訳) (2013). 『医学的介入の研究デザインと統計: ランダム化/非ランダム化研究から傾向スコア、操作変数法まで』 メディカル・サイエンス・インターナショナル)
- 西澤哲 (2010). 子ども虐待－虐待傾向のある親の心理の理解と支援 ジュリスト, 1407 号, 95-101.
- 西澤哲・屋内麻里 (2006). 虐待行為につながる心理的特徴について; 虐待心性尺度 (Parental Abusive Attitude Inventory: PAAI) の開発に向けた予備的研究 厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 分担研究報告書 4, 133-144.

謝 辞

本調査報告書をまとめるに際し、お茶の水女子大学の高橋哲教授、山梨県立大学の西澤哲教授、早稲田大学の本田恵子教授、筑波大学の森田展彰准教授に多くの御指導と御助言をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。